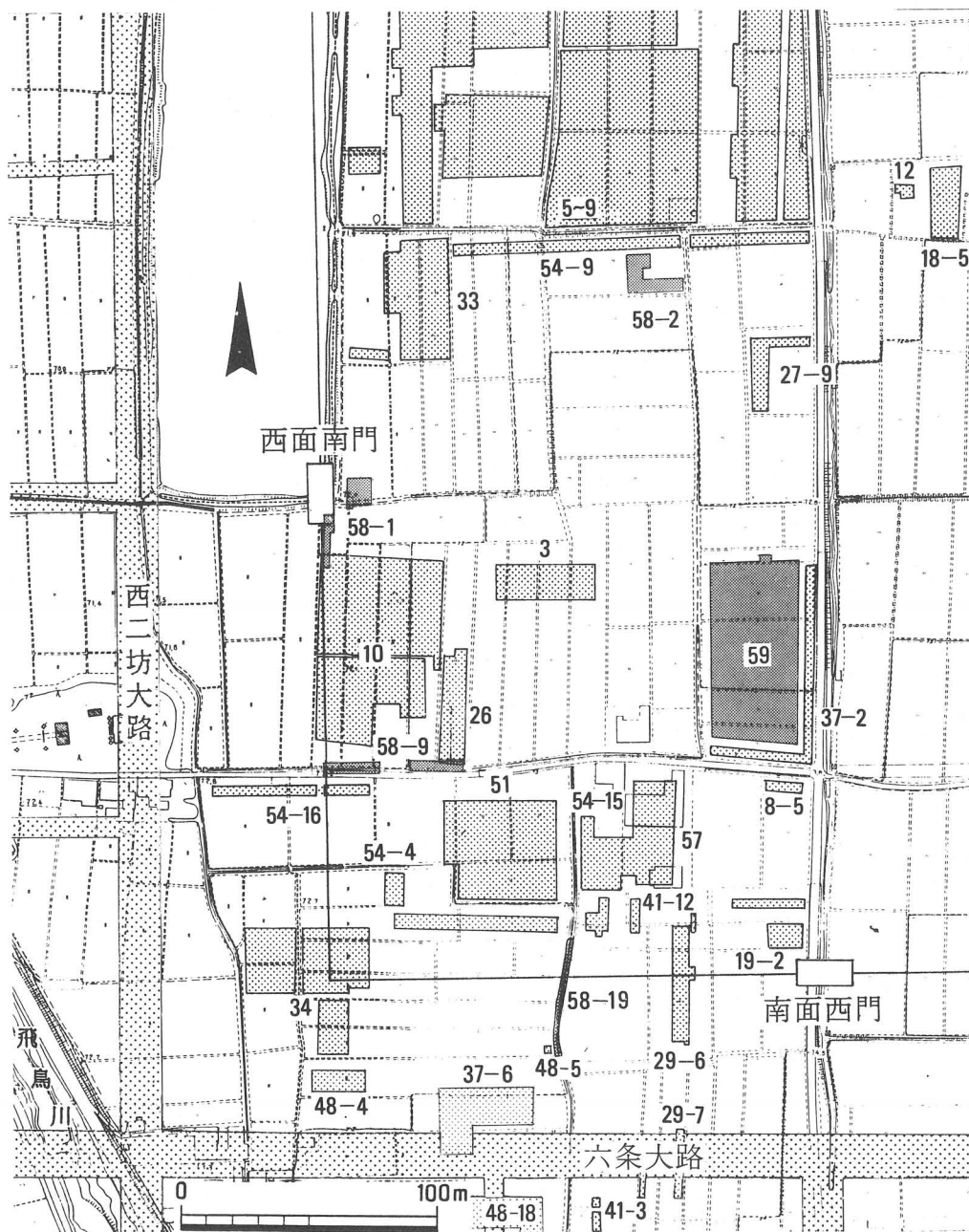


I 藤原宮の調査

1. 藤原宮西方官衙地域の調査（第59次等）



第1図 藤原宮西南辺地域調査位置図

藤原宮西方官衙地域では、第5～9次調査（報告Ⅱ）で南北に長い建物群を、第3次調査（報告Ⅲ）・第26次調査（概報9）・第51次調査（概報18）などで小規模な掘立柱建物や塀を、第51・第54—15・第57次調査（概報18）で宮域内先行条坊の六条条間路と西二坊坊間路の側溝などを検出している。第59次調査区はこの地域にあって、調査が比較的希薄な場所にあっており、かつ調査面積が広いので、藤原宮期の土地利用状況の把握を主目的としたほか、このあたり一帯に弥生時代の有数の集落（四分遺跡）が埋もれているので、下層の遺構の検出も大きな目的にした。また第58—2次調査区は規模は決して大きくはないが、第5～9次調査区に近接した位置にあるので、先の建物に伴う施設の検出が期待された。以下、各調査について述べる。

なお第59次の下層の調査では、天理参考館の金原正明氏に弥生時代の土壤の花粉分析を依頼した。その成果について金原氏に報告していただいた。

a 第59次調査

(1988年8月～12月)

この調査は橿原市の団地建て替えの事前調査として、橿原市四分町で行ったものである。排土の置き場の都合から、まず調査地の南半を、次に北半を調査した。調査区は全体で、東西約36.5m・南北約73mになり、南北に長い長方形を呈する。調査の最終段階で調査区の北端を一部拡張した。なお本調査区の南と東に隣合った位置で1983年に実施した第37—2次調査（概報14）は、宮内先行条坊の西一坊大路の想定位置にあっていたのでこの検出が期待されたが、側溝も含めて藤原宮に関連する遺構はみつかっていない。

上層と下層とで遺構の性格が異なるので、二つに分けて調査結果を述べることにする。

① 上層遺構

堆積土の層序は、上から、現代盛土、暗灰色粘質土（耕土）、暗青灰色粘質土（床土）、淡褐色土で、この下には、第37—2次調査で明らかになっていた河川による堆積土とみられる明灰褐色砂質土や褐色礫などが堆積していた。遺

構検出はこの明灰褐色砂質土や褐色礫などの上面で行った。

検出した遺構には、掘立柱建物、掘立柱塀、井戸、土坑などがあり、これらは主に、古墳時代、7世紀後半、藤原宮期に属す。

古墳時代の遺構 中央やや北よりに、東西に長い土坑SK6292がある。東西約4.5m・南北約1.4m、深さは約0.3mである。底は一段深く掘り下げられており、この部分の上幅は、東西約4.2m・南北約0.6m、深さ約0.2mである。底に約0.1mほど淡灰褐色砂質土が埋まり、この上に炭化した木材が土坑の長軸方向に横たわっていた。この材は保存状態が極度に悪いので、これが板材であるか、あるいは丸太材であるか判定できなかった。この上を炭を多く含んだ灰色砂質土が覆っていた。上層の埋土からは、完形の小型壺のほか、土師器の破片が比較的多量に出土した。

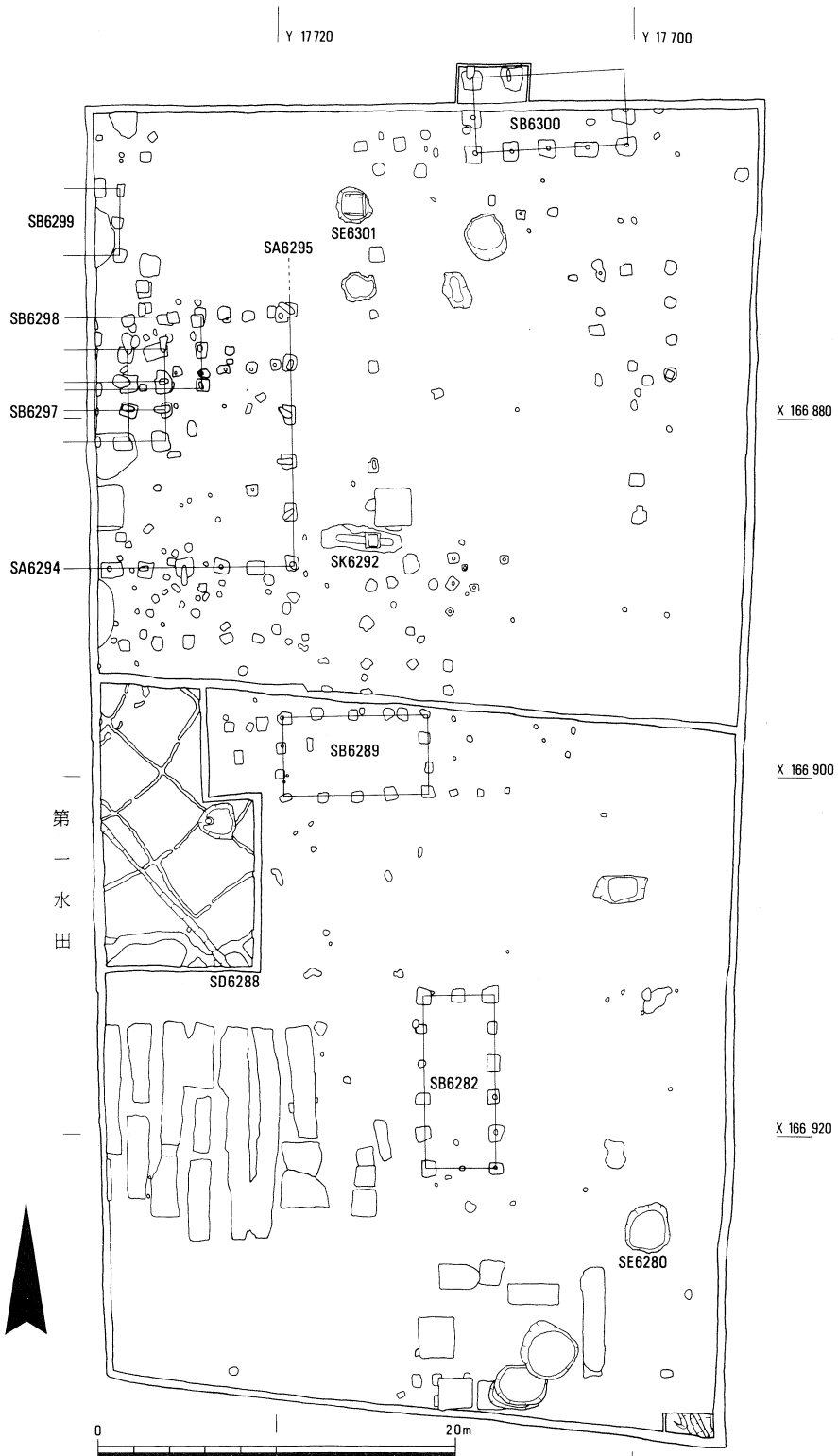
7世紀後半の遺構 掘立柱建物3棟、井戸1基がある。

SB6282は、南半中央にある南北棟の掘立柱建物である。桁行5間(9.7m)・梁行2間(3.8m)。柱間寸法は桁行・梁行ともに約1.9mである。柱掘形は、やや不揃いだが、一辺0.7~0.9mくらいで、方形あるいは長方形を呈す。深さは現状で0.3m前後であった。

SB6289は、中央にある東西棟の掘立柱建物である。桁行4間(8.0m)・梁行3間(4.5m)。柱間寸法は、桁行が2m、梁行が1.5mである。柱掘形は、一辺0.4~0.8mで、方形を呈する。深さは0.3~0.5mである。

SB6298は、北半西端にかかった東西棟の掘立柱建物である。調査区では桁行3間分(6.0m)を検出したにとどまった。梁行は2間(3.8m)で、柱間寸法は1.9mである。柱掘形は、一辺0.7~0.9mで、方形を呈する。深さは0.3~0.4mであった。

SE6280は、東南隅にある井戸である。二段の円形掘形を有し、現状では上段の径は約2.5m、下段の径は約0.8m、深さは約1.9mである。なお底の平面形が長方形であって、かつ0.3×0.75mときわめて狭いこと、さらに井戸枠を据えた形跡が一切認められはいいことなどから、このSE6280が実際に井戸として使われたことがあるのかはなはだ疑わしい。



第2図 第59次調査遺構配置図(1:400)

藤原宮期の遺構 掘立柱建物2棟、掘立柱塀2条、井戸1基がある。

SB6297は、北半西端にかかった掘立柱の総柱建物である。調査区内では、南北の側柱を3間(5.1m)、東西の側柱を2間分(4.2m)検出した。建物としてはさらに西に伸びるものと思われる。柱間寸法は南北1.7m、東西2.1mである。柱掘形は、一辺1.0m前後で、方形か長方形を呈する。深さは約0.4m。柱はすべて抜き取られていた。断ち割り調査を行った柱穴ではすべてに礎板が見つかった。この礎板は柱を抜き取る際に、ずれたり、細かく割れたりしていたが、最も大きな礎板は、一辺0.3m四方の方形で厚さ0.06mあった。

SB6300は、北端にかかった東西棟の掘立柱建物である。桁行4間(8.8m)・梁行2間(4.0m)。柱間寸法は桁行2.2m、梁行2.0mである。調査区内の柱穴についてはすべて断ち割った。柱を抜き取っていたのは北西隅柱穴に限られ、他の柱穴ではすべて柱が残っていた。柱の直径は0.15~0.2m、残存長は0.9~1.3mである。なお柱の底面には、墨を十文字にひいた心墨を打っていた。さらに南側柱西第3柱穴(0.22m沈下)、北側柱西第2柱穴(0.32m沈下)、西妻柱穴(0.38m沈下)など、柱に激しい不等沈下がみられた。

SA6294は、北半で東西に伸びる掘立柱塀である。調査区内で5間分(10.4m)を検出した。柱間寸法は、2.08mである。柱掘形は、一辺0.8~1.0mで、方形を呈する。深さは0.15~0.5mであった。東第3柱穴と東第6柱穴で柱が残っていたほかは、全部抜き取られていた。

SA6295は、東西塀SA6294の東端から北に向かって伸びる掘立柱塀である。現状では北5間分(14.3m)で柱穴が途切れている。柱穴の残り具合からみて、以北の柱穴は後代に削平されてしまったのだろう。柱穴の形・大きさ・深さは、塀SA6294のそれと変わらない。なお柱はすべて抜き取られていた。

SE6301は、北端にある平面方形の木組井戸である。井戸枠は、最下段の土居桁3本の他は抜き去られていた。土居桁は長さ1.2m前後で、幅約0.15mの角材である。端部に幅0.15m・深さ0.05mの相欠きを行い、これを仕口として、同様の加工を行った他の角材と組み合わせて固定する。さらにこの仕口部分に、一辺0.05mの枘穴をうがって、ここに井戸の隅柱を立てたものとみられる。

② 下層遺構

下層遺構の調査は上層遺構の状況から、上層の遺構の調査区西端中央に東西6～9m・南北16.5mのトレンチ、さらに調査区の南東隅と南西隅に東西3m・南北1mのトレンチを設けて調査した。

基本的な層序は上から順に、（褐色礫、明灰褐色細砂、褐色砂質土、淡褐色細砂、褐色シルト）→（茶褐色土、暗灰色粘質土、青灰色シルト混暗灰色粘土、炭混暗灰色粘土）→（暗灰色砂質土、青灰色砂質土混暗灰色粘土）、そして青灰色砂質土（地山）で、地山を除けば大きく3層に分けることができた。

このうち中層で水田を3面検出した。上から順に第1水田（茶褐色土）、第2水田（暗灰色粘質土）、第3水田（青灰色シルト混暗灰色粘土・炭混暗灰色粘土）と呼び分ける。この中層からは下になるほど中期後半の土器を多く包含する傾向はあるが、どの層からも弥生時代後期の土器が出土しているので、これらの水田はどれも弥生時代後期に属すとみてよいだろう。

まず第1水田面の調査から述べよう。茶褐色土上面では中央東端に丸くぼっかりあいた現代ゴミ穴を除けば、ここで検出した遺構は水田と溝1条である。

SD6288は幅約0.4m・深さ約0.15mの溝である。調査区を南東から北西に流れる。褐色シルト層から掘り込まれておりこの溝は第1水田とは関係ない。

第1水田は、この調査区の全面に広がっており、一辺4m前後の水田が合計17枚みつかった。地形は緩やかに傾斜し、南東側が高く、北西側が低い。南東端と北西端で水田面の高低差をみると、0.18mであった。畔には、幅で大小2種ある。南端の畔は幅が0.5m前後と太い。高さは現状で約0.03mである。検出状況から、後代に頂部が削平されたかと思われる。他の畔は細く幅は0.3m前後で、高さは0.11mあった。また断面形はカマボコ形にはなっておらず、傾斜面が匙面を呈しているので、整形直後に埋まったことを物語っている。この畔はさきに分けた1まわり太い畔に比べると、配置がきわめて整然としている。つまり等高線に沿うもの与此れに直交するものとははっきり分かれている。このうち等高線に直交する畔は、調査区内をまっすぐ走っているのに対して、等高線に沿う畔は等高線に直交する畔の部分でグイチになっているものが多い。

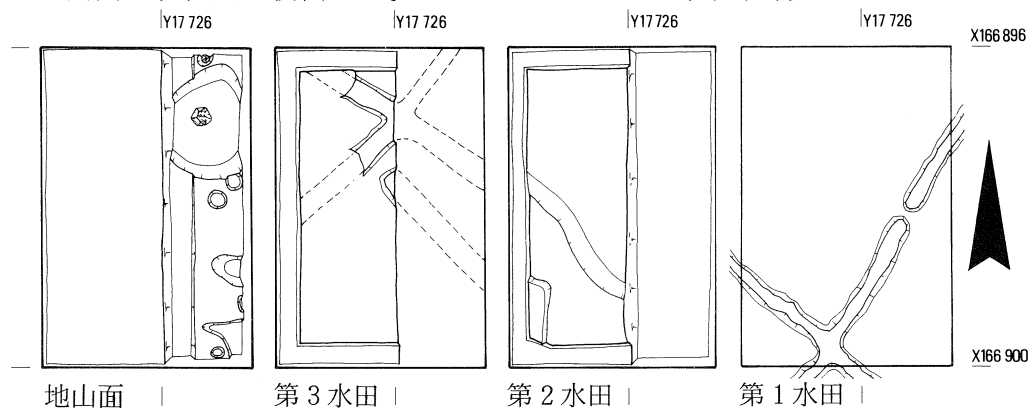
また水田1枚1枚には、上の水田から下の水田までほぼ一直線に水口が切っていた。その位置には、水田のほぼ中央にあるものと西に片寄ったものの2種類がある。水田面には幅0.2～0.3mのわずかなくぼみが、丁度溝状に水の流れる方向に並んでいたのでこの間に稲株の存在をうかがわせたが、水田面で稲株はもとより足跡もみつけることはできなかった。1枚の水田面で0.03～0.04mぐらいの凹凸はあるが、水田1枚1枚は基本的に平坦であって、これが0.03～0.05mの高低差を有しながら水田が階段状に連なっていた。つまりこれらの畔は毎年つけ換えられたとは到底思えない状況にあった。

第1水田の下の遺構を調査する目的で、北半部で東西2.6m・南北4mの範囲を掘り下げた。その結果、水田をさらに2面と、地山に掘り込んだ柱穴を確認することになった。

第2水田は、第1水田の下約0.1mにあった。調査範囲が狭いので、水田の形は分からなかったが、畔の幅が1.0m前後と太いこと、畔の方向が第1水田のそれにだいたい合っていることを確かめた。

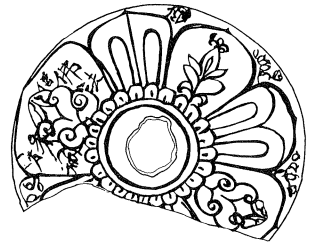
第3水田は、第2水田の下約0.15mに営まれていた。平面で確認できた畔と、壁面で確かめた畔の位置を結んでみると、畔の大きさは第1水田の小畔に一致し方向もそれによく合っていることが明らかになった。さらにこの位置は等高線に直交する2本の畔が近接し、一本がなくなるという丁度扇の要のような場所にあたっていたように思われる。

地山面で、柱穴を検出した。このうちの1つには、直径約0.25mという太い

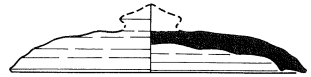


第3図 第59次調査下層遺構変遷図

柱が残っていた。掘形は円形に近く、直径約1.3mであった。掘形からは、中期中葉の土器に限って比較的豊富に出土したので、この建物はこの時期かその直後の時期にあたるものと思われる。これ以外に直径0.2m前後の柱穴が数個みつけた。



また調査区の南東隅と南西隅で、一部掘り下げを実施した。どちらでも、第1水田の耕作土、すなわち茶褐色土とみられる土層を確認したが、畔を検出することはできなかった。南東隅では幅1.5m・深さ0.7mの溝を検出した。規模や流れの方向から溝SD6288に連なる可能性が高い。



第4図 墨書土器（1：3）

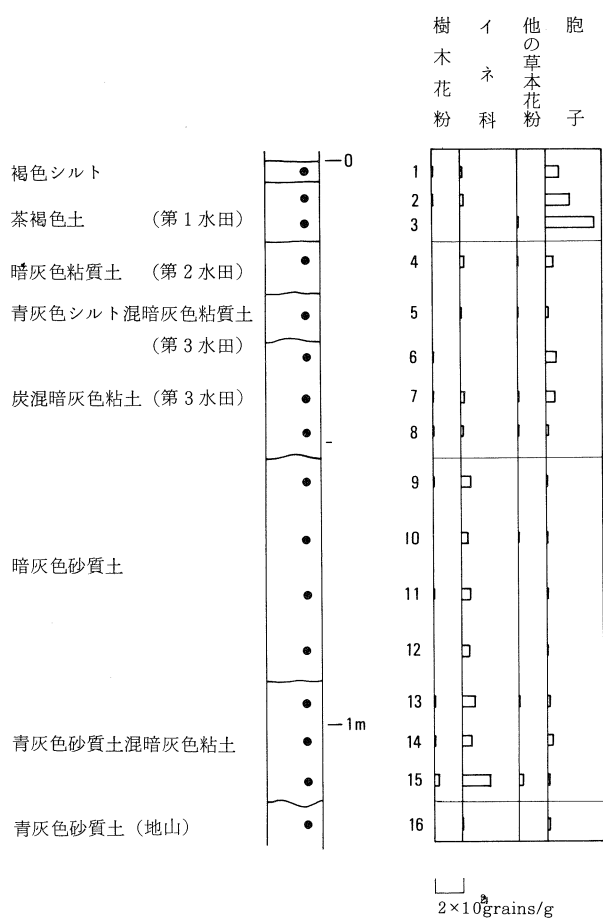
遺物 弥生時代から中世におよぶ遺物が出土した。土器のうちでは第4図に掲げた須恵器の杯蓋が特筆されよう。井戸SE6280からの出土品で飛鳥Ⅳ段階に属す。外面には、つまみ部分を中心として蓮華紋やパルメット紋などをめぐらし、一部に「仏」・「法」・「僧」などと墨書している。この井戸からはこの他に、木簡2点、斎串2点、手斧の柄1点、瓢箪の皮や桃の種も出土した。

四分遺跡（第59次調査）における花粉分析

層序と試料 当遺跡では水田遺構の堆積物を含む土層断面より16試料採取した。試料採取地点の層序は第5図のとおりである。地層は全体としてやや分級がよく、細粒の炭化物に富む。層理面の発達が悪く、葉理も最上位層では認められるものの、他では顕著でない。これらの地層は土壌層と推定される。

方法 試料の処理は、水酸化カリウム処理—砂粒の除去—フッ化水素酸処理—アセトリシス処理の順に行った。残渣をグリセリンゼリーで封入しプレパラートを作製し、直ちに検鏡した。花粉の同定は、標本との対比で行った。

結果と考察 各試料とも花粉は豊産せず、分析結果は、試料1gあたりの花粉・孢子数として第5図に示した。よって、組成比（相対比率）による植生および環境の復元推定は困難であった。全試料を通じ微細な炭化物が豊産し、花粉・孢子もいたんだものが多い。これは、分解・溶食をうける特殊な堆積環境下で



第5図 花粉分析結果

あったことを示し、土壤生成作用によるものと推定される。同様の堆積物は奈良盆地の低部の河川周辺にしばしば発達している。

産出した花粉・孢子は以下のようである。

樹木花粉 *Abies* (モミ属)、*Pinus* subgen. *Dipoxylon* (マツ属複維管束亜属)、*Sciadopitys* (コウヤマキ)、*Cryptomeria* (スギ)、*Quercus* subgen. *Cyclobalanopsis* (コナラ属アカガシ亜属)、*Quercus* subgen. *Lepidobalanus* (コナラ属コナラ亜属)、*Celtis-Aphanathe* (エノキ属—ムクノキ属)、*Ulmus-Zelkova* (ニレ属—ケヤキ属)、*Araliaceae* (ウコギ科)

草本花粉 *Gramineae* (イネ科)、*Compositae* (キク科)、*Chenopodiaceae-Amaranthaceae* (アカザ科—ヒユ科)

花粉・孢子の産出傾向は第5図に見るように4つに区分され、堆積環境・土壤生成作用・植生等の変化の反映とみられる。また、地層の区分とも一致する。

(天理参考館 金原正明)

まとめ

今回の調査においては、7世紀後半から藤原宮期に属する建物を検出するとともに、弥生時代後期の水田を確認した。この調査区の西にはよく知られた四分遺跡があるが、周辺の環境の変化に対応した集落のあり方の一端を花粉分析の結果ともあわせて、明らかにできた。さらに周辺地域での調査が待たれる。

b 第58—2次調査

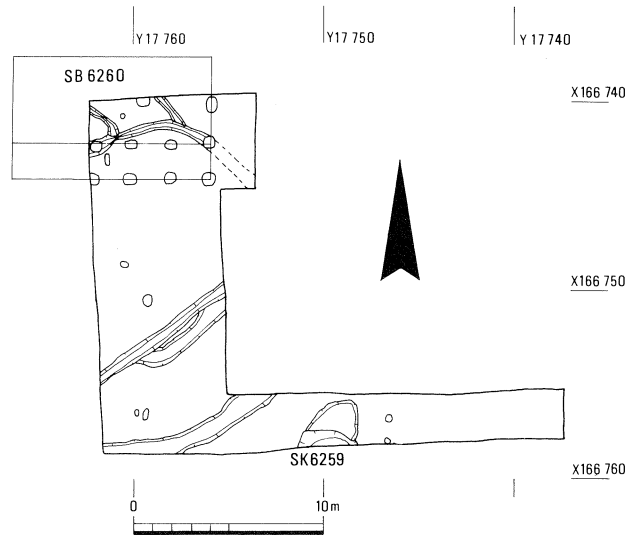
(1988年4月～5月)

この調査は住宅新築に伴う事前調査として行った。調査地は藤原宮西方官衙地域の一画にあっており、北で第5～9次調査（報告2）と第54—9次調査（概報18）、西で第33次調査（概報12）の各調査区に近接している。調査は東西25m・南北18mのL字形の調査区を設けて実施した。層序は、上から耕土、床土、灰褐色粘質土（厚さ0.3m）と続き、地表下0.7mで茶褐色粘質土からなる地山層に至る。遺構はこの地山面で検出した。

検出した遺構には掘立柱建物や土坑の他に、古墳時代の溝などがある。掘立柱建物SB6260は調査区内では東西3間分、南北2間分を検出した。南庇をもつ東西棟と考えられる。柱間寸法は桁行、梁行とも2.1m、庇の出は1.8mである。柱掘形は一辺0.6m程度のやや不整形な方形を呈する。この建物は、柱穴の埋土の状況などから、藤原宮期の直前の時期が考えられる。

土坑SK6259は径3.5m、深さ0.8m以上の円形の土坑である。ここからは藤原宮期の土器が少量ではあるが出土している。

今回の調査では、南に庇をもつ比較的大きな建物SB6260を検出することができた。この建物の性格付けについては、この地域一帯における調査の進展を待って行いたい。



第6図 第58—2次調査遺構配置図（1：400）

2. 藤原宮西面南門地域の調査（第58—1次等）

藤原宮の西辺部では西面中門の位置を第37次調査（概報14）で確かめ、外郭施設である大垣・内濠・外濠を北から第36次調査（概報14）・第10次調査（報告Ⅱ・Ⅲ）・第56—16次調査（概報18）・第34次調査（概報12）などで検出した。今回の調査の1つは西面南門にあたっている。

a 第58—1次調査

（1988年4月～5月）

この調査は橿原市縄手町・四分町において、宮の西面南門の位置確認と宮に先行する条坊遺構である五条大路の規模確認を目的として行った。調査地は第10次調査区と一部重複して、その北に接する地点である。調査は南北2箇所の調査区を設定して行った。調査面積は170㎡である。

遺構 遺構は耕土・床土下の弥生時代の遺物包含層上面で検出した。検出した主な遺構は西面大垣・西面内濠・五条大路の南北両側溝である。検出が予想されていた西面南門は削平のため、基壇化粧・基壇土・礎石据え付け痕跡等の門の施設は残存しておらず、また基壇の掘込地業も行われていないが、大垣の門への取り付け部を確認することができた。

北区で検出した西面内濠SD1400は幅1.6～2.1m・深さ0.7～0.9mである。内濠の堆積は4層に分けることができ、最上層は埋め立てた土で、瓦を大量に含んでいる。最下層には宮造営時の木材の削り屑等が含まれていた。上から3層目から木簡がまとまって出土した。五条大路北側溝SD6358は幅1.5m・深さ0.5mである。側溝の一部はあふれて幅3.5mとなっている。SD6358の最下層は砂が堆積して流水の痕跡をとどめるが、上層は埋め立てられている。内濠SD1400は側溝SD6358の堆積土を切り、両者は並存しない。

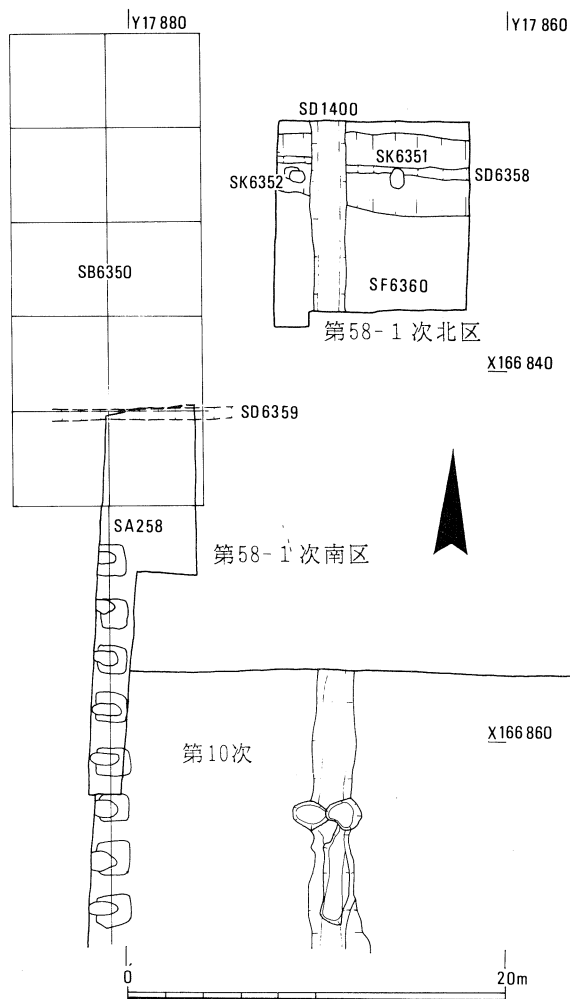
南区では西面大垣SA258と五条大路南側溝SD6359を検出した。西面大垣SA258は掘立柱塀で、柱間寸法は約2.65mである。柱掘形は一辺約1.5mで、深さは0.7mと浅く、相当削平を被っているものと考えられる。柱はすべて西

側に抜き取られている。第10次調査区で検出した大垣の北端から北へさらに2間分の柱穴を検出したが、これより北には続かないため、他の藤原宮の宮城門の調査例からみて、この空閑地に西面南門S B 6350が存在した一ものと考えられる。

五条大路南側溝SD6359は調査区北端の壁面で確認した。幅0.6m・深さ0.1mである。堆積は流水の痕を残す砂だけである。五条大路SF6360の幅は現状の側溝心心間で13.5mである。

遺物 出土した遺物は木簡、瓦、土器、木器および鉤物性薬物と想定できる鉤物類で、それらの大半は内濠SD1400からのものである。

遺物の中で特に注目されるものは木簡である。木簡は削り屑も含めて135点が出土した。木簡の記載内容のほとんどは薬に関連するものであり、その大半は付札である。年紀を記す木簡は出土しなかったが、姓の記載方法、地名の『評』の記載からみて、大宝令以前の浄御原令制下（701年以前）のものと考えられる。主な木簡の記載内容は表示したとおりである。(2)は記載方法及び薬の量目からみて薬品の処方を書いたものと考えられるが、その具体的なものは現在のところ不明といわざるをえない。また、「石流黄」（硫黄）・「黒石英」などの鉤物性薬物の記載も注目される。(1)の削り屑に記される「外薬□」は浄御原令制下の外薬寮（大宝令の典薬寮の前身）を示す可能性もあろう。



第7図 第58-1次調査遺構配置図（1：400）

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1)・外薬□ | (4)・伊看我評 |
| (2) □□□□両桃四両桂心三両白芷三両 | ・当帰十一斤 |
| □ 車前子三両防風三両 | (5)・无耶志國薬桔梗卅斤 |
| □両 | (6)・黒石英十一 |
| 栝実一両 右九物 | (7)・石流黄□ |
| (3)・石川阿曾弥 所賜 忽生地黄 | (8)・人参十斤 |

第1表 内濠から出土した主要な木簡

鉱物性の遺物としては硫黄・白雲母・白石英・磁鉄鉱（慈石）・樹脂状品（琥珀または松脂か）が出土した。これらのものが遺物として出土することはきわめて希であろう。また、硫黄・石英は今回出土した木簡の記載にもあるものである。特に硫黄はガラス状の結晶を呈している。白雲母・白石英は正倉院に現存する薬品にも認められるものである。薬物木簡と伴出したことを重視すれば、これらの鉱物性遺物は薬品としてとらえることが可能であろう。

瓦は軒丸瓦5点・軒平瓦15点・隅切平瓦1点が出土した。土器は須恵器・土師器が出土している。木器・木製品は匙、建築部材が出土している。

まとめ 今回の調査で確認できたことは以下の3点である。

1. 先行条坊遺構五条大路SF6360の幅員
2. 西面南門SB6350の位置
3. 鉱物性薬物（石薬）および薬物木簡の出土

削平を被ってはいるものの五条大路の南北両側溝を確認することができた。北側溝は一部あふれて幅広くなっているが、深さが浅すぎることは否めない。調査区の東北方120mの位置で確認した西二坊坊間路の東側溝SD1070（第54—9次調査・概報18）は南流して五条大路北側溝に流れ込むことは確実であるが、レベルをみると東側溝SD1070の方が深くなっており問題を残す。

西面南門SB6350はすべて削平されて痕跡を残さないが、大垣の門への取り付け部が確認できたため、他の確認できた宮城門と比較してその規模を推定することができる。東面北門SB2500（第27次調査・概報10）・北面中門SB1900（第18次調査・概報6）ではそれぞれが先行条坊道路である三条大路SF

2400・朱雀大路SF1920の心を門の心として用いている。条坊遺構は検出できなかったが、西面中門（第37次調査・概報14）においても周辺で確認した条坊遺構よりみれば、四条大路の心と門の心とは一致するのである。以上の3門は大垣の取り付き部間の空閑地の距離が約30mと一致しており、柱間寸法17尺（5.0m）等間の5間門と復原されている。西面南門では五条大路北側溝の位置が若干南に偏るのは事実であるが、他の宮城門と同一の規模であったと考えられる。なお、基壇の規模は30m×15m程度のもものと推定できる。

今回の調査では内濠SD1400から薬物木簡・石薬が集中して出土している。これらの薬物の記載及び石薬は現在のところ日本最古のものであり、『本草学』に寄与するところ大といえよう。またこれらの薬物などの位置付けに関しては1966～69年の奈良県教育委員会による調査において出土した薬物木簡との対比が必要である。

県の調査では内裏東外郭の大溝SD105と北面外濠SD145から薬物木簡が出土し、『典薬』と記す削り屑も出土した。また、薬物木簡以外にも薬を請求する文書木簡が出土している。さらに、宮北方の小字名にテンヤク・天役（てんやく）の2箇所があるため、宮の北方に典薬寮関連施設の存在を推定したのである。県の調査による薬物木簡は地名の『郡』制の表記および、伴出する木簡の年紀からみて大宝令施行時（701年以後）のもものとされている。一方、今回調査の木簡は年紀はないものの、地名の『評』制の表記などからみて、浄御原令制下（701年以前）のもものと考えられる。

時期は若干ことにするが、このような藤原宮における2箇所での薬物木簡の出土は如何なることを意味するのであろうか。一つの解釈としてはある一つの役所の場所の移動が考えられる。もう一つの解釈としては、異なる二つの役所の存在が考えられる。養老令によれば、薬物・医療にかかわる主たる官司には二つのものがある。それらは一般官人を対象とする宮内省被管の典薬寮と、天皇などを対象にする中務省被管の内薬司である。

平城宮においても、内裏東外郭に東接する大溝SD2700から薬物木簡が出土しており、宮の西方においても南面西門に面する二条大路北側溝SD1250から

も4点の薬物にかかわる木簡が出土している。このことと藤原宮における2箇所からの薬物木簡の出土は軌を一にすることであろう。

陽明文庫本などの平安宮の宮城図では宮城内の西方に典薬寮の所在が認められる。宮城図が成立した時期には内薬司は典薬寮に併合されており、宮城図には表わされていない。しかしながら職掌を考慮すれば、天皇にかかわる医療を担当する内薬司は本来的には内裏近傍に所在する方が合理的なものであろう。

藤原宮における薬物木簡の2箇所からの集中的な出土は、ある一つの官司が移動したと考えるよりも二つの官司が存在したと考えたほうが合理的であろう。このような状況は藤原宮における上記2官司の存在場所を暗示しているものと考えることができよう。すなわち、典薬寮は宮の西方に、内薬司は内裏の東方に存在した可能性がきわめて強いものといえよう。

次に、石薬および石薬を記す木簡についてふれておこう。石薬は医師の教科書である『神農本草経集注』によれば、主として仙薬としての薬効が記されている。また、硫黄・石英は三国・六朝から唐代に流行した「五石散」の材料となるものである。「五石散」とは別名「寒食散」と呼ばれた一種の覚醒剤的な薬品であった。この薬品を服用するにあたっては、数々の禁忌があり、それを破ると強烈な副作用があるという代物なのである。

はたして、これらの石薬がこの時代においてそのような使用がなされたか否かは不明であるが、県の調査で出土した木簡にこれらのことに関連するものがある。それは「漏盧湯」という薬の処方をするした木簡である。「漏盧湯」は『医心方』引用の5世紀中頃に編纂された『小品方』や、唐代の処方集に丹毒の解毒剤として記載されるものである。

奈良時代では、『種々薬帳』に記載される天平勝宝8（756）歳に正倉院に献納された薬物の中に、「紫雪」などの数種の処方された薬品が存在する。これらの処方された薬品の大半は丹毒の解毒剤とみなされるものである。正倉院のこれらの薬品は、薬物が献納された数年後の天平宝字5（761）年には内裏からの請求によって搬出されているものであり、丹毒の解毒剤として使用されたものと考えられるのである。そして、弘仁2（811）年の曝涼時には「紫雪」

は正倉院には存在していないのである。また天平20（748）年の『法隆寺資財帳』に記載される薬物の中にも「聖僧分捌種」のうちに「紫雪」などの丹毒の解毒剤の存在が記されているのである。このように石薬の解毒剤は奈良時代中ごろにおいては、使用もしくは保管されていたことが明白なのである。

平安時代の金石薬の使用は仁明天皇の例が『続日本後紀』に記されており明白なことである。奈良時代においても前記の例などからみて、金石薬が使用されていた可能性はきわめて高いものといえよう。

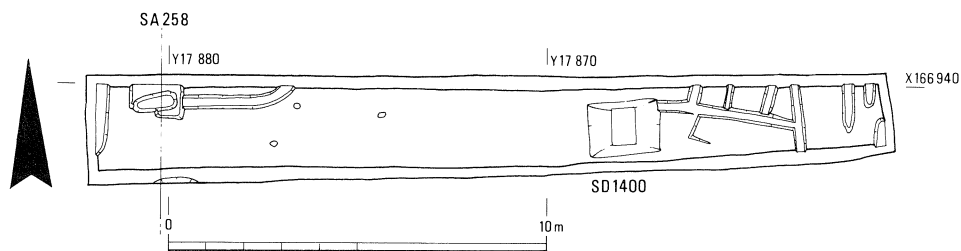
ひるがえって、藤原宮の時代においても石薬を記す木簡・石薬の出土、および一般的でない丹毒の解毒剤の処方記す木簡の存在からみて、金石薬が使用されていた可能性はきわめて高いものといえよう。

b 第58—9次調査

(1988年8月)

この調査は市道拡幅工事に伴う事前調査として、橿原市四分町において実施したものである。東西20m・南北4mの調査区を2箇所設定した。なお東区は一部が第26次調査地（概報9）と重なっている。

西区で西面大垣SA258、内濠SD1400を検出した。調査区の西端でみつかった大垣SA258の掘形は、方形で一辺1.4mの掘形をもち、柱は西に抜き取られていた。この東で内濠SD1400を検出した。幅1.8m・深さ0.8mで、埋土の上層からは土器・瓦が、下層からは少量の木片が出土した。この他に、西区では小溝や小穴を検出したのみである。東区では藤原宮期の遺構はなかった。



第8図 第58—9次調査遺構配置図（1：200）

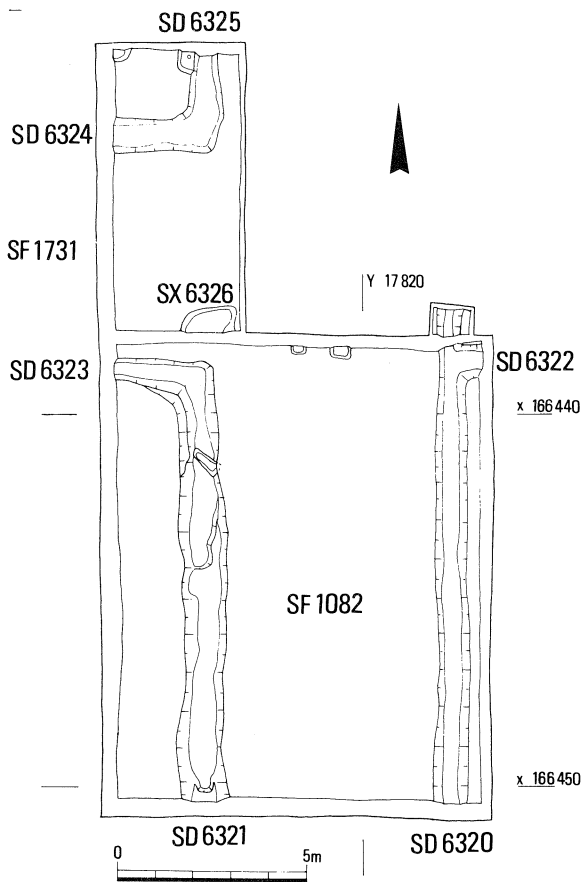
3. 藤原宮西北隅地域の調査（第58—11次等）

藤原宮の西北隅地域では、合計4件の発掘調査を行った。宮内先行条坊の交差点、外濠と大路のあいだに広がる空閑地（外周帯）などの調査がある。

a 第58—11次調査

(1968年10月~11月)

この調査は宅地造成に伴う事前調査として橿原市縄手町で行ったものである。調査地は藤原宮北西部、大極殿の西約450mに位置する。ここは宮内の先行条坊、四条条間路と西二坊坊間路の交差点の存在が予想されていたので、交差点と宮北西部の遺構の配置状況の確認を主な目的として、東西9.3m・南北13m



第9図 第58—11次調査遺構配置図（1：200）

に北を一部拡張した調査区を設けて調査した。層序は上から耕土・床土・淡灰褐色粘質土の順で、遺構は地表下0.4~0.6mの淡灰褐色粘質土上面で検出したが、この層は調査区東南部では灰色粗砂に移り変わっている。

検出した主な遺構には、四条条間路と西二坊坊間路の側溝、土坑SX6326がある。

西二坊坊間路SF1082（幅員：5.5m、溝心心距離：約6.6m）については、東側溝SD6320と西側溝SD6321・SD6325を検出した。東側溝SD6320は幅1~0.7m・深さ0.12mで、交差点を突きって北流する。西

側溝SD6321は幅1m・深さ0.32m、同SD6325は幅0.8m～1.1m・深さ0.12mで、それぞれ四条条間路の南側溝、北側溝に接続する。四条条間路SF1731（幅員：5.4m、溝心心距離：約6.3m）についても、南側溝SD6322・SD6323と北側溝SD6324を検出した。南側溝SD6322は幅約0.8m・深さ0.28mで、北流する東側溝にそそぎ込む。南側溝SD6323と北側溝SD6324はともに幅0.9m・深さ0.3mである。SX6326は摺鉢状の土坑で時期の決め手となる遺物は出土していない。

出土した遺物の大半は、道路の側溝より出土した七世紀後半の須恵器・土師器である。特にSD6321から多量に出土した。

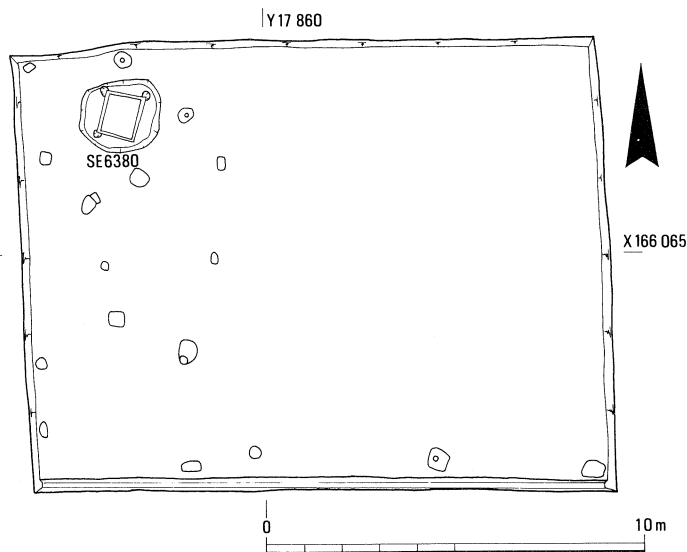
今回の調査では四条条間路と西二坊坊間路の交差点を検出した。これは藤原宮北西部の先行条坊を復原する上で貴重な資料である。今後の周辺地域の調査の進展に期待したい。

b 第54—22次調査

(1988年2月)

この調査は、駐車場建設に伴う事前調査として、橿原市醍醐町で行ったものである。調査地は藤原宮西北隅の外濠と二条大路とのあいだの空閑地（外周帯）にあたる。調査では東

西14.8m・南北11.5mの範囲を対象とした。調査区の層序は上から耕土、床土、暗灰色土、暗褐色土の順であり、古墳時代から中世にいたる遺構は、地表下0.4m前後にある暗褐色土上面で検出した。調査の結果、中世の井



第10図 第54—22次調査遺構配置図（1：200）

戸1基と古墳時代の小土坑数個を検出した。なお藤原宮に関連する遺構は確認できなかった。

調査区の西北隅で、中世の井戸SE6380を検出した。一辺約2m・深さ1.8mの隅丸方形の掘形を持ち、横板6段分の井戸枠が残っていた。井戸枠は長さ1.1m・幅0.6mの板を横組にし、隅は相欠きの仕口をつくって組み合わせる。井戸の底には直径0.48m・高さ0.2mの曲物2段が置かれていた。井戸内部からは黒色土器（10世紀後半）や曲物容器・斎串などの木製品が出土した。

井戸周辺に点在する小土坑群は、灰色の砂質土が入る直径0.5m・深さ0.2～0.3mの小穴の集まりで、中からは古墳時代に属す土師器の小型壺や甕が出土した。柱穴とも思われず、性格は不明である。

なお、本調査では、藤原宮関連の遺構は確認できなかった。宮外濠と二条大路間との空闲地として、遺構の少ない地域であるためかも知れない。今後の周辺の調査の進展を見守りたい。

c 第58—3次調査

(1988年5月)

この調査は、倉庫新築に伴う事前調査として檀原市醍醐町において行ったものである。調査地は藤原宮の内濠周辺の遺構検出を目的に、東西14m・南北5.5mの調査区を設定した。調査の結果、中世に属す小柱穴17、中世溝2条を検出したが、藤原宮期に属する遺構は検出できなかった。

d 第58—4次調査

(1988年5月)

この調査は、住宅新築に伴う事前調査として檀原市醍醐町で実施したものである。調査は東西4m・南北5mの調査区を設定して行った。調査の結果、藤原宮期の遺構は検出できず、中世に属する南北溝2条、東西溝1条を検出したにとどまった。